

『佐賀県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金』に係る
申請の手引き（公募要領）【テナントを有する企業等用】
（令和6年8月～10月、令和7年1月～3月分）

■申請受付期間

申請受付期間	
令和6年8月～10月分	令和6年12月23日（月）～令和7年1月31日（金）
令和7年1月～3月分	令和7年4月7日（月）～同年5月12日（月）

■申請書類提出方法及び提出先

【郵送の場合】

申請書類一式を次の宛先に簡易書留又はレターパックプラスでご郵送ください。

<宛先> 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県産業労働部産業政策課 特別高圧高騰補助金担当

- ※ 「佐賀県特別高圧高騰補助金申請書 在中」と記載ください。
- ※ 受付期間の最終日の消印有効です。
- ※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※ 提出された書類の返還は行いません。

【メールの場合】

申請書類一式を添付し、次のEmailアドレスにお送りいただくとともに、様式3誓約書（自筆）の送付が必要な場合は、原本を別途上記宛先にご郵送ください。

<Email> sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp

- ※ メール件名は「【企業名】佐賀県特別高圧高騰補助金申請書送付」としてください。
- ※ メール1通あたり5MBまで受信可能です。添付ファイルが5MBを超える場合、ファイルの圧縮や2通に分けて送信するなどしてください。

■申請に必要な書類の入手方法

申請様式等は、佐賀県ホームページからダウンロードできます。

(URL) : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00398414/index.html>

■お問い合わせ先（ご不明点等は下記までお問い合わせください。）

・佐賀県産業労働部産業政策課

TEL : 0952-25-7093 特別高圧高騰補助金担当

E-mail: sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp

1. 趣旨

電気料金の高騰に伴い、国が実施している「電気・ガス激変緩和対策事業」の対象外となっている特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するため、『佐賀県特別高圧電気料金高騰緊急対策補助金』（以下「特別高圧高騰補助金」という。）を交付します。

2. 事業内容

(1) 補助対象事業者

県内で受電する特別高圧に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結し、電気料金を負担している企業等（国及び地方公共団体（公営企業を含む）は除く。）が対象となります。

補助対象者	補助対象外
中小企業、大企業等	国、地方公共団体（公営企業含む）

また、以下の場合は対象外となります。

・自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	令和6年8月から10月までの期間または令和7年1月から3月までの期間に特別高圧で受電した電力使用量に係る電気料金			
補助金額	<p>【算定方法】 令和6年8月から10月までの期間及び令和7年1月から3月までの期間において特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の各期間ごとの累計に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）。</p> <p>【補助単価及び補助上限額】</p>			
	区分	期間	補助単価	補助上限額
	中小企業	令和6年8月、9月	2.0円/kWh	—
		令和6年10月、 令和7年1月、2月	1.3円/kWh	—
		令和7年3月	0.7円/kWh	—
	大企業等	令和6年8月、9月	1.0円/kWh	通算で 2億円
令和6年10月、 令和7年1月、2月		0.7円/kWh		
令和7年3月		0.4円/kWh		

【計算例】 中小企業のケース

電力使用量 （8月、9月）9,155,820kWh、（10月）4,577,910kWh

- ・ 9,155,820kWh×2.0円/kWh=18,311,640円
- ・ 4,577,910kWh×1.3円/kWh=5,951,283円
- ・ 18,311,640円+5,951,283円=24,262,923円
- ・ 補助金額 24,262,000円（千円未満端数切捨）

※中小企業、大企業等とは・・・

1. 「中小企業」とは・・・

中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。具体的には以下のとおりです。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

業種	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなしません。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

- ア 事業協同組合
- イ 事業協同小組合
- ウ 信用協同組合
- エ 協同組合連合会
- オ 企業組合
- カ 協業組合
- キ 商工組合
- ク 商工組合連合会

2. 「大企業等」とは、(1) (ただし書きア、イ及びウを除く。) 及び(2) に該当しないものを言います。

3. 申請手続き

(1) 申請スケジュール

令和6年8月から10月分と、令和7年1月から3月分に分けて申請してください。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和6年 8月～ 10月分	補助対象期間				← 交付申請 →						
					← 交付決定、 補助金交付 →						
令和7年 1月～ 3月分					補助対象期間			← 交付申請 →			
									← 交付決定、 補助金交付 →		

(2) 申請の流れ

交付申請前にテナント事業者へ還元措置する場合と、交付申請後にテナント事業者へ還元措置する場合で、手続きが異なります。

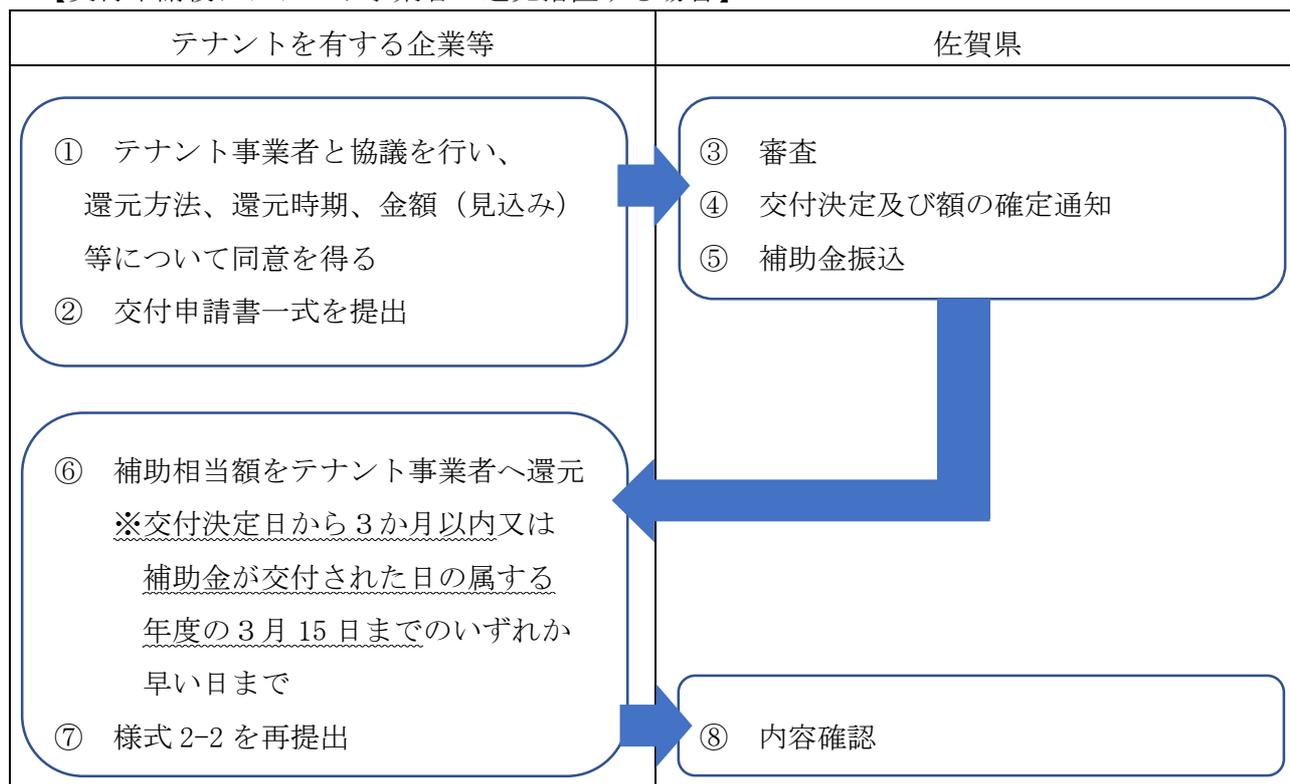
※テナント事業者とは・・・

中小企業及び大企業等のうち、電気料金を負担する別の企業等のことを言います。

【交付申請前にテナント事業者へ還元措置する場合】

テナントを有する企業等	佐賀県
<ul style="list-style-type: none"> ① テナント事業者と協議を行い、還元方法、還元時期、金額等について同意を得る ② 補助相当額をテナント事業者へ還元 ③ 交付申請書一式を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 審査 ⑤ 交付決定及び額の確定通知 ⑥ 補助金振込

【交付申請後にテナント事業者へ還元措置する場合】



※①テナント事業者が多く、交付申請受付期間までに同意を得ることが難しい場合は、その旨ご連絡ください。

(3) 提出書類

「【提出書類チェックシート】」（8ページ）をご参照ください。

4. 手続きに係る注意事項・伝達事項

(1) 追加書類の提出依頼

申請書類に不足や記入漏れ等があった場合、必要に応じて、追加で書類の提出を求めるために連絡をすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や指定の期日までに提出されない場合は、申請を取下げるとみなします。

(2) 佐賀県警察本部への照会

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、必要に応じ、佐賀県警察本部へ照会を行います。

(3) 交付決定及び支払

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付決定の通知を発送し、本補助金をご指定の口座にお支払いします。

(4) 本補助金の返還

本応援金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正、誤り等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助対象事業者に対して、交付額の返還を求めます。

期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の支払いを求める場合があります。

(5) 企業等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、企業等の情報を原則公表します。

(6) 報告

補助金の交付後も、必要に応じて、補助対象事業者に対し、期日を定め、報告を求めることがあります。また必要に応じて検査を行い、報告、検査の結果に応じて返還を求めることがあります。

(7) 資料等の整備及び保管

補助金の交付を受けた補助対象事業者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しておく必要があります。

【提出書類チェックシート】

提出書類		チェック <input checked="" type="checkbox"/>
必須		
①	交付申請書兼請求書【様式1】	<input type="checkbox"/>
②	電力使用量実績報告書【様式2-1】 ※控除対象施設（設備）がある場合は、様式2-1（別紙）を提出	<input type="checkbox"/>
③	事業者別電力使用量一覧【様式2-2】	<input type="checkbox"/>
④	補助対象期間の電力使用量が確認できる書類 例) 電力会社からの請求書の写し	<input type="checkbox"/>
既提出書類から変更がある場合のみ提出		
⑤	誓約書【様式3】	<input type="checkbox"/>
⑥	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※発行から3ヵ月以内	<input type="checkbox"/>
⑦	契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類 例) 電力会社との契約書類の写し	<input type="checkbox"/>
⑧	銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる書類 例) 振込先口座の通帳の写し（表紙+見開き1, 2ページ） ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出	<input type="checkbox"/>

※上記以外の書類を提出していただく場合もございます